

## 沢内中東部地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
西和賀町	平成25年3月25日	令和3年3月31日
対象地区名(地区内の集落名)		
泉沢地区、猿橋地区、長瀬野地区(長瀬野集落、両沢集落)、弁天地区(七内集落、蛭山集落)		

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	310.61	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	207.05	ha
③ ②のうち地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	62.40	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.10	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.31	ha
④ 地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.00	ha
(備考)		

注1: ③の「70歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引き受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

(泉沢地区) ・今後、中心経営体引き受け意向面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く新たな農地の受け手の確保が必要である。
(猿橋地区) ・地区内の担い手不足や高齢化が進んでいるため、新たな担い手や他組織の法人に農地を集積する。 ・条件が悪くて受け手がない場所もあるかもしれないので、どのようにして地域を守るのか。 ・地区には家庭菜園を持たない人が17人いる。
(長瀬野地区) ・高齢化が進む中で労働力の低下等により個々の農地の維持管理が厳しくなっている。
(弁天地区) ・当地区の農業従事者は、高齢化・担い手不足により、農業委員会を通じた「利用権設定」を行い「大型担い手農家」に貸借している現状。今後益々「利用権設定」や耕作放棄地が増えてくると予想される。現在は耕作している大型稲作農家と営農組合、個別経営者の役割が重要となってくるため集約化が大きな課題である。 ・当地域は、認定農業者と営農組合があり現状では維持されているが、今後は後継する担い手が不足していくと想定される。営農組合も若手担い手不足が課題であり、担い手育成と地域の農地維持、拡大が課題である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者の受け入れを促進していく。(泉沢地区)
出来るだけ地区内の担い手に集積したいが、難しい状況にある。地区外の組織や法人会社へ集積を進める。(猿橋地区)
地区内の営農組合組織を中心として、転作田にそば・大豆を中心に栽培し、低利用水田を復活してさらに転作物の栽培拡大を図ることを目指す。(長瀬野地区)
担い手となる個人、地域組織、団体を中心に、地区外からの法人組織や農地中間管理機構に引き受けしてもらえる体制の構築を図る。(長瀬野地区)
地元の認定農業者と営農組合を中心として地区民との話し合いによる地域の集約化を図り農家組合一丸となって取り組む。(弁天地区)

認定農業者・大型稲作農家、営農組合、農家組合が中心となり、弃天地区の将来展望を検討しながら、主食用米生産と転作作物による水田フル活用に取り組むため、中心経営体への農地の集約化に取り組む。(弃天地区)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<b>(1) 農地中間管理機構の活用</b>	<p>(泉沢地区・猿橋地区・弃天地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の営農方針として経営農地の集約化を促進し、農地所有者は、出し手・受け手に係らず原則として農地を機構に貸し付けていく。</li> </ul> <p>(猿橋地区・弃天地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者の家庭的事情(病気や怪我等の事情)で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けも視野に入れる。</li> </ul> <p>(長瀬野地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内だけで管理調整に無理が生じるような場合は、地区外からの法人組織に農地中間管理機構を通して計画を達成していく。</li> </ul>
<b>(2) 耕作放棄地の解消・再生利用</b>	<p>(泉沢地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西和賀町特産の「西ワラビ」を主体に取り組み耕作放棄地の解消に寄与する。</li> </ul> <p>(猿橋地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在も草刈り等は実施しているが、難しい場所についてはできるだけ中山間組織や多面的機能を活用しながら、地域皆で解消に努力する。</li> </ul> <p>(長瀬野地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不作付地となっている圃場を地区の営農組合や、担い手を中心となって地主と連絡を取り合って復元作業を進めながら大豆やそばの栽培を拡大していく。</li> </ul> <p>(弃天地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「多面的機能支払交付金」の農地・水環境保全会や「中山間地域等直接払い交付金」の活用し資源向上(長寿命化)に取り組む、共同活動を実施する。共同作業の人手不足には、農業機械による補完を行う。</li> </ul>
<b>(3) 鳥獣被害防止対策の取組</b>	<p>(地区共通)</p> <p>地域による鳥獣被害防止体制(侵入防止柵や檻の設置、目撃・被害発生場所確認等)、捕獲体制の構築等に取り組む。</p>

#### 5 今後の地域の中心となる経営体の状況

##### (1) 経営体数 (実数)

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	22 人	2 法人
② 認定新規就農者	0 人	0 法人
③ 集落営農組織	4 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 人	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 人	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 <sup>注)</sup>	0 人	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	20 人	0 法人

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

##### (2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	227.13 ha	310.61 ha	73.12 %
今後	239.13 ha	310.61 ha	76.98 %